

ポイント4 地域猫対策の推進(地域猫対策計画の認定)

地域猫対策を行おうとする者は、行おうとする地域猫対策に関する計画を作成し、以下の書類を添付して申請することで、その計画が適当である旨の知事の認定を受けることができます。

- ①地域猫対策を行おうとする者の氏名及び住所を記載した**名簿**
- ②地域猫対策を行おうとする区域、給餌等に係る場所、排せつのためのトイレを設置しようとする場所及び猫の捕獲の場所を記載した**図面**
- ③給餌等に係る場所の自治会等及びその場所の周辺住民に対して行った**計画の説明の内容及び説明の実施結果に関する報告書**又は**実施についての同意書**
- ④その他知事が必要と認めるもの。



地域猫対策計画の認定を受けた者に対し、不妊去勢手術費用の助成等の支援を行います。

※地域猫対策のお考えの方は最寄りの保健所に相談して下さい。
計画の作成のアドバイスや地域の住民とのコーディネートも行います。

地域猫対策とは

飼い猫以外の猫に対し、継続的に又は反復して給餌、給水及び排せつ物の適正な処理を行うとともに、当該猫が生殖をすることができる場合にあっては、生殖を不能にする手術を行うことをいいます。



支援内容は

手術券

- ・不妊去勢手術費用の助成(手術券の交付)
- ・捕獲おりの貸出
- ・認定を受けた地域猫対策であることを示す標章の交付
- ・地域猫対策実施者の腕章の交付
- ・ボランティアの紹介 等

動物愛護ボランティアを募集しています

和歌山県では、殺処分ゼロを目指し、県民の方々との協働を積極的に進め、動物愛護や適正飼養の普及啓発、地域猫対策を推進に加え、新たな飼い主への譲渡を促進しています。

この「不幸な猫をなくすプロジェクト」事業にご協力いただけるボランティアの募集を行っています。

地域猫対策
支援ボランティア

ミルク
ボランティア

譲渡
ボランティア



問い合わせ先

食品・生活衛生課(073-441-2624) 和歌山県動物愛護センター(073-489-6500)
海南保健所(073-483-8825) 岩出保健所(0736-61-0022) 橋本保健所(0736-42-5443)
湯浅保健所(0737-64-1293) 御坊保健所(0738-24-3617) 田辺保健所(0739-26-7934)
新宮保健所(0735-21-9631) 新宮保健所串本支所(0735-72-0525)
和歌山市動物愛護管理センター(073-488-2032)

～不幸な猫をなくすために～

和歌山県動物の愛護及び 管理に関する条例に基づく取組

(一部改正最終施行日 令和2年6月1日)



猫の飼い主への対策

飼い主の遵守事項を規定

【義務】

- ①所有明示
(氏名・連絡先などを記した首輪や名札、又はマイクロチップなどの装着)
- ②ふんの適正な処理

【努力義務】

屋内飼養

野良猫への対策

①地域猫対策

- ・地域猫対策計画の認定制度
- ②餌やりのルール(遵守事項)を規定

【義務】

- ・生殖できない野良猫に時間を決めて行う
- ・餌やり後は速やかに片付ける
- ・猫のトイレを設置して適正にふん尿を処理する

【努力義務】

- ・周辺に住む人への説明に努める

地域猫対策の推進

- ・地域猫対策の普及啓発及び支援
- 施策:不妊去勢手術費用の助成など

罰則

- ・飼い主の遵守事項の違反
- ・野良猫への給餌者の遵守事項の違反

県の考え

和歌山県では、地域の生活環境を保全し、猫の殺処分数を削減するとともに、動物好きの人もそうでない人も相互に理解し合える地域社会を形成し、「人と動物が共生する潤いのある社会」を築くことを目指しています。

そのため平成29年4月から「動物の愛護及び管理に関する条例」に、猫の飼い主の遵守事項及び野良猫に餌やりを行う場合のルールを規定し、飼い猫が不適正な飼い方により野良猫となるのを防ぐとともに、野良猫を迷惑動物として排除するのではなく、ルールに基づき地域で野良猫を管理する「地域猫対策」を推進することで、生活環境の悪化を防止し、保健所等に持ち込まれ殺処分される猫をなくす取組を行っています。

地域猫対策（計画の認定）は、令和2年10月時点で県内29市町の527地域で1,312名の方が取り組むなど県下全域に広がっており、令和元年度の猫の殺処分頭数は平成27年と比較し40%減少するなど効果も現れています。

ポイント1 飼い猫の所有者等の遵守事項

飼い猫の野良猫化等を防止するため、飼い主の責任として、飼い猫に所有明示措置を施すこと等を義務付けています。さらに、屋内飼養に努めることについても規定しています。

【義務】

① 飼い猫への所有明示

所有者の氏名、連絡先などを記した首輪・名札・マイクロチップ^(※)等を装着すること

② ふんを適正に処理

公共の場所や他人の土地にしたふんを取り除くこと

【努力義務】

③ 屋内飼養

屋内で飼うように努めること



(※) マイクロチップとは

直径約2ミリ・長さ約8～12ミリの円筒形で、動物の皮下に埋め込みます。マイクロチップ装着後、「動物ID普及推進会議事務局(AIPO=アイポ)」等へデータ登録をします。専用の読み取り機(リーダー)で番号を読み取り、登録された情報と照合することで、動物の飼い主がわかります。殺処分数の削減や緊急時(災害時)の飼い主への返還率向上に有効とされています。和歌山県は、リーダーを保健所及び動物愛護センターに配備し、読み取り体制を整備しています。



「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定されている 飼い猫の所有者等の遵守事項

参考

○ 飼い猫の不妊去勢手術等の繁殖防止措置【義務】

適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には繁殖を防止するため、不妊去勢手術等の措置を講じなければならない。

○ 遺棄することを禁止【1年以下の懲役又は100万円以下の罰金】

以下の場合、勧告や命令の対象となります。【命令に違反した場合、50万円以下の罰金】

○ 動物の飼養に起因した騒音又は悪臭の発生等によって、周辺の生活環境が損なわれている事態が生じていると認められる場合

○ 動物の不適正な飼養に起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認められる場合

ポイント2 自己の所有する猫以外の猫に継続的に又は反復して給餌等を行う者の遵守事項

飼い主のいない猫への給餌及び給水(以下、「給餌等」)の一般的なルールを定めて、地域の生活環境への支障が生じないようにするとともに、猫の繁殖を防ぎます。

【義務】

① 生殖することができない猫^(※)にのみ給餌等を行うこと。

※不妊去勢手術を受けた猫であって、耳先をV字カットするなど不妊去勢手術を受けた猫であることを示す措置が行われている猫、又は性成熟に達していない猫

② 時間を定めて給餌等を行い、その後は、飼料及び水を速やかに回収すること。

③ 給餌等を行うことによって、その場所を汚さないこと。

④ 給餌等を行う際に、猫の排せつのためのトイレを設置するとともに、排せつ物を速やかにトイレから除去し、適正に処理すること。

【努力義務】

⑤ あらかじめ、給餌等を行おうとする場所の周辺住民に対し、地域猫対策をどのように行うか等の内容について説明に努めること。

○ 猫を屋内で飼養・保管する場合、遵守事項は適用されません。

○ 猫を捕獲しようとする場合は、上記の②③④を遵守することになります。



ポイント3 勧告及び命令、罰則

以下の場合、勧告及び命令の対象となります。

命令に違反した者は、5万円以下の過料に科せられます。

○ 飼い猫の所有者等の遵守事項又は自己の所有する猫以外の猫に継続的に又は反復して給餌等を行う者の遵守事項の規定に違反した場合

※ 但し、直ちに罰則を科すのではなく、まずは状況を確認した上で必要な助言等を行い、適正な対応をしてもらいます。改まらない場合は、勧告、次いで命令を行った上で、どうしても従ってもらえない場合に限り、過料を科すこととなります。



ふるさと和歌山応援寄附(ふるさと納税)でお寄せいただいた寄附金が「犬・猫の殺処分ゼロを目指す取組」に活用されます!

ふるさと納税に関するお問い合わせ

和歌山県税務課 ☎073-441-2186

